

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(林務課)
- ◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
林業改善資金貸付基準の一部改正(林務課)
保安林の指定の解除(五件)(森林保全課)
公有水面の埋立ての免許(漁港課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(〃)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

公布された規則のあらまし

- ◇ 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- 一 林業生産高度化資金の拡充
- 技術導入資金に次の資金を加えることとした。(別表関係)

| 資金の種類 | 貸付限度額 | 償還期間 | 据置期間 |
|----------------|---------------|------|------|
| 索道を購入するのに必要な資金 | 一セツトにつき三百八十万円 | 五年以内 | なし |

- 二 林業労働福祉施設資金の貸付限度額の改正
- 1 安全生産施設資金のうち、自走式刈払機の購入に係る貸付限度額を一セツトにつき四百二十万円(現行百四十万円)に引き上げることとした。(別表関係)
- 2 負荷除去等施設資金のうち、暖房装置付き人員輸送用自動車で知事が定める基準に適合するものの購入に係る貸付限度額を一台につき三百万円(現行百五十万円)に引き上げることとした。(別表関係)
- 三 施行期日等
- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十七号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
 鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号 4 中「樹園地作業用けん引車改造型搬出用施設（モノレール）」の下に「索

| | | | |
|--|---|--|---------|
| 「 樹園地作業用けん 引車改造型搬出用施 設（モノレール）を 設置する場合にあつ ては、一セットにつ き二百十万円 」 | を | 「 樹園地作業用けん 引車改造型搬出用施 設（モノレール）を 設置する場合にあつ ては、一セットにつ き二百十万円 索道を購入する場 合にあつては、一セ ットにつき三百八十 万円 」 | に改め、同表第 |
|--|---|--|---------|

二号 1 中「百四十万円」を「四百二十万円」に改め、同号 2 中「百五十万円」を「三百万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百三十八号

国府町が行う土地改良事業に係る美敷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年十一月二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十九号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成六年十一月一日から施行する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第四号の項貸付内容の欄8中「及びその周辺機器（ソフトウェアを含む）」を「、その周辺機器（携帯用端末機器を含む。）及びソフトウェア並びにファクシミリ」に改め、同欄中15を16とし、12から14までを一ずつ繰り下げ、11を12とし、12の前に次のように加える。

11 索道の購入に必要な費用

鳥取県告示第七百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二三（国有林）・八〇八の二（以

上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二三（国有林）・八〇八の二（以

上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字大井字岩井谷五二六の七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字上大杉七〇四の一九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字唐戸一五三三・一五三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡瀬町大字安蔵字横谷一〇九七の一・字カイノ谷一〇九八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成六年十月三十一日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村西ノ切七〇五―六三及び七〇五―六〇の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から36の地点までを順次に直線で結んだ線及び36の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 酒津港東三号防波堤灯台(北緯三五度三二分二〇秒、東経一三四度〇五分二七秒) から二五六度四一分四五秒、一五二・〇九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三二一度四七分一二秒、四・〇一メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二五五度〇三分五三秒、一四〇・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一九三度二四分五〇秒、四八・四九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一二六度二三分三一秒、四・八九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一二九度五二分五三秒、二・六二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一一八度二一分四〇秒、三・六七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一四四度〇六分〇六秒、三・三六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一九四度二九分一九秒、三・四一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二四七度五三分三二秒、三・七五メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三一八度三七分三〇秒、三・九九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二七八度一〇分三五秒、三・八六メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二九〇度二六分〇四秒、二・八一メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一九四度五九分五八秒、三・九五メートルの地点

15の地点 14の地点から一七二度〇〇分四三秒、〇・八六メートルの地点

16の地点 15の地点から二二二度〇二分四五秒、一・二〇メートルの地点

17の地点 16の地点から一九二度四二分一八秒、五・三三メートルの地点

18の地点 17の地点から一三九度〇五分一一秒、四・四八メートルの地点

19の地点 18の地点から一〇六度二五分四七秒、四・二七メートルの地点

20の地点 19の地点から一五度〇六分四〇秒、三・八〇メートルの地点

21の地点 20の地点から三八度三六分〇三秒、三・三四メートルの地点

22の地点 21の地点から七九度一三分二九秒、三・三〇メートルの地点

23の地点 22の地点から九〇度一六分五一秒、三・〇六メートルの地点

24の地点 23の地点から一五八度一八分四八秒、二・〇四メートルの地点

25の地点 24の地点から一八三度三九分〇七秒、八・〇七メートルの地点

26の地点 25の地点から一〇七度〇二分五三秒、三七・五三メートルの地点

27の地点 26の地点から二二一度四九分四二秒、一・一八メートルの地点

28の地点 27の地点から三一一度五〇分二七秒、三・一〇メートルの地点

29の地点 28の地点から六三度〇六分四九秒、一・五一メートルの地点

30の地点 29の地点から七五度一四分三六秒、一・五四メートルの地点

31の地点 30の地点から九一度二八分三六秒、一・七一メートルの地点

32の地点 31の地点から一三八度三五分四四秒、一・五八メートルの地点

33の地点 32の地点から七六度五七分三六秒、一〇・九九メートルの地点

34の地点 33の地点から一〇三度二一分二〇秒、二・〇八メートルの地点

35の地点 34の地点から四六度三九分二九秒、二五・九五メートルの地点

36の地点 35の地点から一二八度二七分四一秒、三・八三メートルの地点

(三) 面積

一〇、〇三八・九六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村西ノ切七〇五―六〇、七〇五―六二及び七〇五―六三

番地の地内及び地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 酒津港東三号防波堤灯台（北緯三五度三一分二〇秒、東経一三四度〇五分二七秒）から二五二度五八分五六秒、一二三・三七メートルの地点
- イの地点 アの地点から三四五度〇七分四五秒、六二・二二メートルの地点
- ウの地点 イの地点から二五五度〇七分四七秒、二二七・四一メートルの地点
- エの地点 ウの地点から一六五度〇五分五二秒、一〇九・七九メートルの地点
- オの地点 エの地点から一八一度二七分一二秒、二四・二九メートルの地点
- カの地点 オの地点から一五〇度一九分一四秒、三九・二五メートルの地点
- キの地点 カの地点から五〇度二六分四九秒、三三・八一メートルの地点
- クの地点 キの地点から一〇六度二〇分三八秒、四二・一六メートルの地点
- ケの地点 クの地点から三一一度〇八分三七秒、一六八・五〇メートルの地点

(三) 面積

二七、九七二・六九平方メートル

五 埋立地の用途

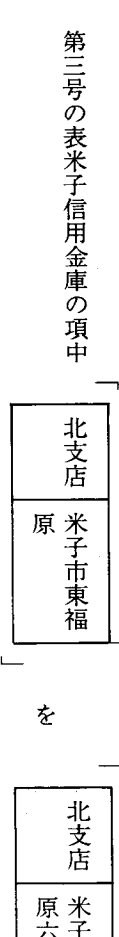
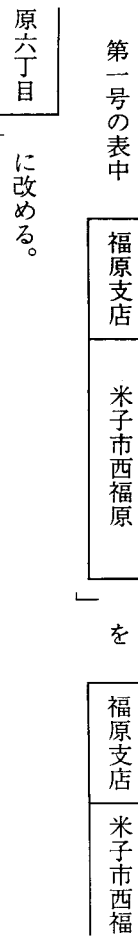
漁港施設用地

鳥取県告示第七百四十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成六年十一月一日から施行する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



市東福原に改める。

鳥取県告示第七百四十七号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|--------------------|---------|-----------------|-------------------|-----------|
| 小売りさばき人の名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
| 株式会社山陰合同銀行 福原支店 | 売りさばき場所 | 米子市西福原七 一八一五 | 米子市西福原六 丁目二二三七 | 平成六年十一月一日 |

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十一月一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

| 遊技機の種類 | 型 式 | 製造業者名 |
|---------|------------|----------|
| ぱちんこ遊技機 | ハットトリックII | 株式会社三星 |
| 〃 | いなかつぱ大将 | 株式会社藤商事 |
| 〃 | いなかつぱ大将2 | 〃 |
| 〃 | フイバーフルレーナー | 株式会社三共 |
| 〃 | 雅D | 株式会社大同 |
| 〃 | 天地創造2 | 奥村遊機株式会社 |
| 〃 | 天地創造3 | 〃 |
| 〃 | ライデン2 | 〃 |

| | | |
|------------|--------------|-----------|
| 〃 | ドリーム・チャンピオン3 | 〃 |
| 〃 | ガールズDX | 〃 |
| 〃 | バーストシナイター | 〃 |
| 〃 | CRバーストシナイター2 | 〃 |
| 〃 | パオくんランド2 | 〃 |
| 〃 | パンギイクナイター | 〃 |
| 〃 | パチプロヒストリー | 〃 |
| 〃 | 大三元 | 〃 |
| アレンジボール遊技機 | CRアラビアンチャンス | サニー工業株式会社 |

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成6年11月14日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年11月1日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 鐘 篤

○ 法第9条第1項及び第2項届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社ダイイチ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイイチ鳥取店
鳥取市千代水二丁目65外
- 3 閉店時刻
午後7時。ただし、年間120日を限度として午後8時とし、年間20日を限度として午後9時とする。
- 4 休業日数
年間12日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】